

令和7年8月5日

補助者設置会員各位

山口県行政書士会

行政庁への各種手続における補助者証の携帯・提示について

平素より本会の活動にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件につきまして、行政庁への各種手続等において、補助者が対応する際には、山口県行政書士会補助者規則第9条第4項に基づき、当該補助者が補助者証を必ず携帯し、行政庁職員等から求められた場合には速やかに提示する必要があります。

本規定は、補助者の適正な職務遂行と信頼性向上のために極めて重要であり、行政庁との円滑な対応を支えるものです。

会員各位におかれましては、補助者に対して本規定の趣旨を周知するとともに、携帯・提示の徹底をお願いいたします。